

受付

連絡先

農地法第5条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

長野県知事

殿

譲受人(賃借人)

譲渡人(賃貸人)

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので農地法第5条の規定によって許可を申請します。

Table with 2 main sections. Section 1: Party information (Name, Address, Role). Section 2: Land details (Location, Area, Status, Farmer Name, etc.).

Table with 6 main sections. Section 3: Transfer plan (Purpose, Period, Schedule). Section 4: Rights setting/transfer (Type, Period, Compensation). Section 5: Counterparty information (Name, Address, Compensation). Section 6: Building/financing plan (Total amount, Source). Section 7: Nearby land damage prevention. Section 8: Other reference items.

記載事項 (1) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。 (2) 譲渡人が2人以上ある場合には(別記注)によるものとする。 (3) 「使用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載する。 (4) 「10a当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載する。 (5) 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。 (6) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。 (7) 申請に係る土地が市街化調整区域にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第8号まで、又は都市計画法施行令第36条第1項第2号ハのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発許可及び建築許可を要しないものであるときは、その旨及び理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載する。 (別記注) (1) 譲渡人が2人以上である場合には、申請者の差出人は「譲渡人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請者の1.2及び5の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請できるものとする。 (2) 転用に伴い支払うべき給付の相手方が2人以上である場合においても譲渡人が2人以上である場合に準じて申請できるものとする。